

水質試験検査報告書

依頼日 2022年04月12日
発行日 2022年04月22日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所
本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03)3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名		東京都八丈町役場		事業種別			
施設名				検体名		給水	
採水場所		No.7 藍ヶ江港シャワー場(安川水源系管末)		水源		水	
採水日		2022年04月12日	7:50	採水者		沖山	
天候		前日		気温			
		当日		水温			
試験項目		試験結果		基準値		試験項目	
						試験結果	
						基準値	
1	一般細菌	0 個/mL	100個/mL以下	27	総トリハロメタン	0.001 mg/L未満	0.1mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	28	トリクロ酢酸	0.003 mg/L未満	0.03mg/L以下
3	トリハロメタン及びその化合物		0.003mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L未満	0.03mg/L以下
4	水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L未満	0.09mg/L以下
5	セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L未満	0.08mg/L以下
6	鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		1mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	33	マンガン及びその化合物		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		0.3mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下	35	銅及びその化合物		1mg/L以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		200mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下	37	カルシウム及びその化合物		0.05mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下	38	塩化物イオン	20.6 mg/L	200mg/L以下
13	亜硫酸及びその化合物		1mg/L以下	39	硝酸イオン等(濃度)		300mg/L以下
14	四塩化炭素		0.002mg/L以下	40	蒸発残留物		500mg/L以下
15	1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下
16	2,2,4,4-テトラフルオロエチレン及び1,1,2,2-テトラフルオロエチレン		0.04mg/L以下	42	ジエチルシ		0.0001mg/L以下
17	ジクロロメタン		0.02mg/L以下	43	2-メチルイソプロパノール		0.0001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		0.02mg/L以下
19	トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	45	フェノール類		0.005mg/L以下
20	ベンゼン		0.01mg/L以下	46	有機物(TOC)	0.3 mg/L未満	3mg/L以下
21	塩素酸	0.06 mg/L未満	0.6mg/L以下	47	pH値	7.6	5.8 ~ 8.6
22	クロロ酢酸	0.002 mg/L未満	0.02mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
23	クロロホルム	0.001 mg/L未満	0.06mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L未満	0.03mg/L以下	50	色度	0.5 度未満	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L未満	0.1mg/L以下	51	濁度	0.1 度未満	2度以下
26	臭素酸	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	52			
判定		適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。					
備考		色度実測値：0.00度 濁度実測値：0.009度					
試験期間		2022年04月12日		～		2022年04月22日	
検査責任者		副センター長 今野 英明		水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。			